

## 商業広告の制作等を目的とした図書館内撮影に関する取扱い要項

### (目的)

第1条 この要項は、広告の制作等商業利用を目的として富山市立図書館(以下「館」という。)内において行う撮影の許可等について、必要な事項を定める。

### (撮影申請手続等)

第2条 撮影の許可を受けようとする者は、別記様式1による申請書を提出しなければならない。

2 前項に定める申請書には、必要に応じて撮影の具体的内容が分かる書面を添付しなければならない。

3 館長は、申請内容を審査し、これを適当と認めた場合は、別記様式2による許可書を交付する。

### (内容の変更)

第3条 前2条に基づいて、申請を行った後、内容を変更するときは、速やかに当該内容を書面により届け出なければならない。

### (許可等の基準)

第4条 館長は、広告の目的、対象、完成品及び撮影物のいずれもが、公の秩序又は善良な風俗に反することがなく、かつ館又は富山市のPRに資すると判断される場合は、これを許可することができる。

### (不許可等の基準)

第5条 前4条に該当する場合においても、申請の内容が次の各号のいずれかに該当し、又はその恐れがある場合は、これを許可しない。

- (1)館内の事業運営に支障を来すもの
- (2)利用者の安全に支障を来すもの
- (3)工作物の設置又は館内の占用を伴うもの
- (4)利用者のプライバシーを侵害するもの
- (5)撮影行為が、公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (6)その他、館が許可をしないことが適当と認めるもの

### (撮影物の使用)

第6条 写真や映像など撮影物を目的以外に使用し、又は第三者に譲渡若しくは貸与してはならない。

### (許可の取消等)

第7条 第3条及び第4条により許可を受けた場合であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取消又は変更することがある。

- (1)許可の条件に違反したとき
- (2)偽りその他不正な手段により許可を受けたとき
- (3)館の業務上やむを得ないとき

2 前項により許可を取消若しくは変更し、又は使用者の都合により撮影を中止若しくは変更した場合において、館はいかなる損害も賠償しない。

### (撮影時の遵守事項)

第8条 撮影時は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1)利用者の顔が写らないこと
  - (2)利用者の利用を妨げないこと
  - (3)資料の内容は撮影しないこと
  - (4)美術作品は撮影しないこと
  - (5)撮影は、館内の予め相談のうえで認められた区域内に限定し、必要最低限の撮影を行うこと
  - (6)館の指示を守ること
- (広告物等の提出)

第9条 撮影者は、館から広告の完成品又は撮影物等の提出を求められた場合はこれに応じなければならない。

2 前項により、提出された広告の完成品又は撮影物等が第5条又は第8条に抵触する場合は、これを是正しなければならない。

#### 附 則

この要項は、平成29年2月1日から実施する。

(宛先) 富山市立図書館  
 図書館長

住所 \_\_\_\_\_  
 名称 \_\_\_\_\_  
 代表者 \_\_\_\_\_ 印  
 担当者 \_\_\_\_\_  
 電話 \_\_\_\_\_

商業広告等の制作を目的とした館内撮影許可申請書

下記のとおり、撮影を行いたいので申請します

撮影箇所	
撮影の目的	<p>【目的】</p> <p>【媒体】</p>
撮影希望日時	<p>年 月 日 ( )</p> <p>時 分より 時 分まで</p>
撮影人数 (予定)	
添付資料	

申請者は撮影にあたり、下記の事項を遵守すること

1. 撮影にあたっては当館の指示を守ること
2. 申請した目的以外には利用しないこと
3. 二次的な利用等に関しては改めて申請すること
4. 他の利用者がうつりこんだり、利用の妨げにならないよう配慮すること
5. 図書館資料の内容の撮影は別に申請すること
6. ガラス美術館およびガラス作品の撮影は、富山市ガラス美術館に申請すること

※ご提出いただいた個人情報は、当施設の業務管理の目的でのみ使用します。

別記 様式2

平成 年 月 日

(宛先)

様

富山市立図書館  
館長

印

館内撮影許可書

以下の内容において、富山市立図書館館内撮影を許可します

撮影箇所	富山市立図書館
撮影の目的	【目的】  【媒体】
撮影日時	年 月 日 ( ) 時 分より 時 分
撮影人数 (予定)	名

申請者は撮影にあたり、下記の事項を遵守すること

1. 撮影にあたっては当館の指示を守ること
2. 申請した目的以外には利用しないこと
3. 二次的な利用等に関しては改めて申請すること
4. 他の利用者がうつりこんだり、利用の妨げにならないよう配慮すること
5. 図書館資料の内容の撮影は別に申請すること
6. ガラス美術館およびガラス作品の撮影は、富山市ガラス美術館に申請すること

## 【記入例】

平成 29 年 1 月 10 日

富山市立図書館  
図書館長

住所 富山市西町 5-1  
名称 富山市立図書館  
代表者 富山 キラリ  
担当者 富山 市子  
電話 076-461-3200

### 商業広告等を目的とした館内撮影許可申請書

下記のとおり、撮影を行いたいので申請します

撮影箇所	富山市立図書館 本館 4 階・5 階
撮影の目的	<b>【目的】</b> 徒歩 5 分圏内に建設予定の商業施設の CM 用の動画撮影およびパンフレット用写真撮影  <b>【媒体】</b> TV CM およびチラシ、パンフレット TV CM：平成 29 年 4 月から半年 チラシ・パンフレットは富山県内に配布
撮影希望日時	29 年 1 月 20 日（金） 14 時 00 分より 15 時 00 分まで
撮影人数（予定）	3 名
添付資料	企画書

申請者は撮影にあたり、下記の事項を遵守すること

1. 撮影にあたっては当館の指示を守ること
2. 申請した目的以外には利用しないこと
3. 二次的な利用等に関しては改めて申請すること
4. 他の利用者がうつりこんだり、利用の妨げにならないよう配慮すること
5. 図書館資料の内容の撮影は別に申請すること
6. ガラス美術館およびガラス作品の撮影は、富山市ガラス美術館に申請すること

※ご提出いただいた個人情報は、当施設の業務管理の目的でのみ使用します

平成 29 年 1 月 15 日

(宛先)  
富山市立図書館  
富山キラリ 様

富山市立図書館  
館長 印

### 館内撮影許可書

以下の内容において、富山市立図書館館内撮影を許可します

撮影箇所	富山市立図書館 本館 4 階・5 階
撮影の目的	<b>【目的】</b> 徒歩 5 分圏内に建設予定の商業施設の CM 用の動画撮影およびパンフレット用写真撮影  <b>【媒体】</b> TVCM およびチラシ、パンフレット TVCM：平成 29 年 4 月から半年 チラシ・パンフレットは富山県内に配布
撮影日時	29 年 1 月 20 日 (金) 14 時 00 分より 15 時 00 分
撮影人数 (予定)	3 名

申請者は撮影にあたり、下記の事項を遵守すること

1. 撮影にあたっては当館の指示を守ること
2. 申請した目的以外には利用しないこと
3. 二次的な利用等に関しては改めて申請すること
4. 他の利用者がうつりこんだり、利用の妨げにならないよう配慮すること
5. 図書館資料の内容の撮影は別に申請すること
6. ガラス美術館およびガラス作品の撮影は、富山市ガラス美術館に申請すること